

第4章 活気に満ちた元気な街

第1節 都市核の形成

第1 市街地整備

現況と課題

本市は、古くから青梅駅周辺を中心に市街地が発達し、歴史を感じさせる街並みが残されています。また、市域の東部は、土地区画整理事業の実施により良好な新市街地の拡大が図られ、東青梅駅周辺に行政機能、河辺駅周辺には商業、医療等の集積が進んでいます。

この青梅・東青梅・河辺駅周辺の中心市街地は、市民生活のあらゆる面で中心的役割を担い、市民の豊かな生活を育んできました。

しかし、こうした「まちの顔」ともいべき市街地も、車社会の進展など時代潮流の急速な進行によって、その姿は大きく変化しつつあります。本市においても、市街地中心部における商業機能の充実強化や居住促進が課題となっており、自然環境に配慮した永山北部丘陵の住宅地開発に期待が持たれております。

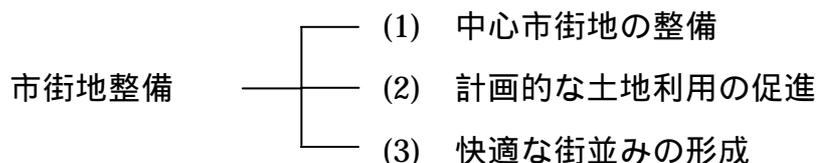
また、青梅市全体の持続的な活性化を図る視点も重要であり、青梅インターチェンジ周辺や採石場跡地の有効活用、過疎化が進む山間地域の活性化も課題となっています。

なお、本市は、国の首都圏基本計画では「業務核都市」、東京都の東京構想2000においては「核都市」に位置付けられています。都市機能を集積し、魅力ある市街地を形成することにより、多摩西部地域の拠点都市として求心力を高めていくことが必要です。

基本方針

魅力とにぎわいのある中心市街地の形成に向け、業務、商業、文化、医療など、都市機能の集積を図ります。

また、既成市街地と新たな市街地とが、人口や産業など各種都市機能の適切なバランスがとれるよう計画的な土地利用を促進し、快適な居住空間の創造に努め、良好な市街地の形成を推進していきます。



基本施策

(1) 中心市街地の整備

歴史的な街並みと文化を生かしながら、沿道型の商業特性に応じた快適な歩行空間の確保など、青梅駅周辺の市街地の整備を進めます。

「シビックコア地区整備計画」の策定により、東青梅駅周辺への公共・公益サービス機能の集積や庁舎の整備を推進します。また、拠点性の向上を図るため東青梅駅北口前広場等の整備を検討します。

河辺駅北口の整備については、東京都新都市建設公社が建設する複合ビルに、図書館等の公共公益施設の導入を図ります。また、河辺駅からのアクセスと駅前広場に対応した歩行者用デッキなどの整備を進めます。

(2) 計画的な土地利用の促進

「都市計画マスタープラン」の見直しを進め、計画的な市街地の整備や土地利用の推進を図ります。

業務核都市として、業務、商業、文化、医療など、広域的な都市機能の集積を図るため、業務核都市基本構想の策定を進めます。

都市計画マスタープランに位置づけられた良好な居住環境や市街地景観の創出に向けて用途地域等の見直しを進めます。

青梅インターチェンジ周辺の土地利用については、農業との調整を図りながら権利者の意向を把握し、広域物流拠点の誘致や農地の集約など、整備方針を検討します。また、採石場跡地については、自然環境への回復を基本に活用方針を検討していきます。

(3) 快適な街並みの形成

歩道の設置・改良、公共公益施設のバリアフリー化など、高齢者や障害者にやさしい街づくりを促進します。

地震に強いまちづくりを目指して狭あい道路の整備、生け垣の助成など、災害に強い街づくりを促進します。また、大震災の教訓を踏まえ、防災・都市対策の基礎資料として地籍データを整備するため地籍調査を進めます。

駅舎や公共施設は、特に景観やバリアフリーへの配慮を求めるとと

もに、駅周辺の電線類について地中化を推進します。また都道についても、電線類地中化の早期事業着手、早期完成を要請していきます。

事業計画

事業名	事業概要
河辺駅北口整備	歩行者用デッキの設置 図書館等公共公益床の導入
シビックコア地区整備事業	整備計画の策定等
都市計画マスタープランの見直し	新たな基本構想に即した都市計画マスタープランの見直し
用途地域等の見直し	用途地域等に関する青梅市原案の作成等
青梅インターチェンジ周辺整備	導入機能・整備手法の調査、計画策定等
業務核都市基本構想策定調査事業	業務核都市基本構想策定にかかる基礎調査
地籍調査事業	街区調査 1.73 k m ² 一筆調査 0.1 k m ² 地籍情報支援システムの導入等
青梅商店街施設整備事業	第4章第5節「第1商業」を参照

第2節 地域基盤の整備

第1 道路網

現況と課題

青梅市民の通勤、買物、レクリエーションなど日常生活において、交通手段に自動車を使用する割合は高く、暮らしの向上に対応する道づくりへの関心が高まっています。

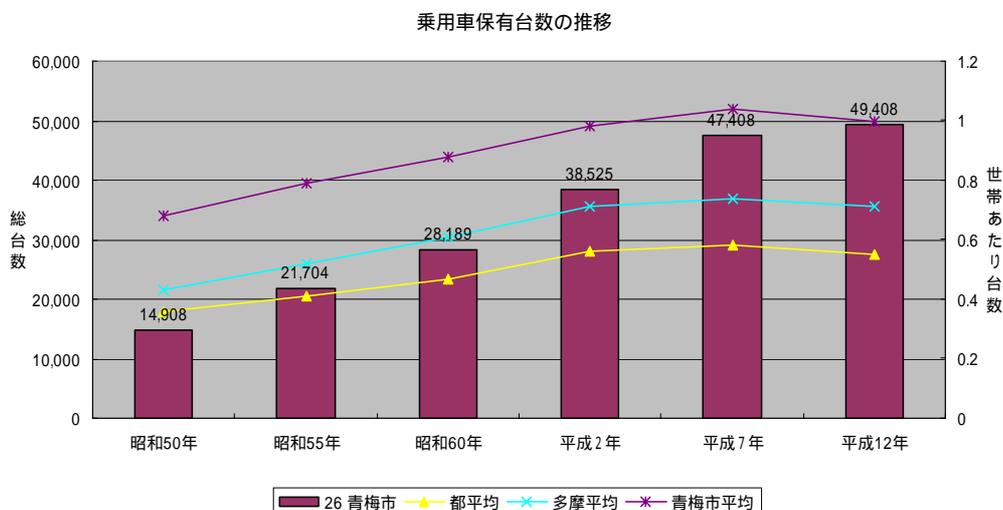
また、市民や企業の活動範囲の広域化に対応した全国的・広域的交通体系の整備が求められており、本市が業務核都市として成長・発展していくためには、長期的な展望に立って、都市活動の基盤となる幹線道路網の整備、充実を図ることが不可欠です。

首都圏の核となる都市の育成などを目的に整備が進められている圏央道は、関越自動車道（鶴ヶ島ジャンクション）から青梅インターチェンジを経て日の出インターチェンジまでが開通し、さらには中央道との接続に向けて八王子方面へ工事が進められています。

また、本市の広域道路網は、都心方向と奥多摩町・山梨方面とを結ぶ国道411号や主要地方道5号（青梅街道）が、東西軸となっています。

一方、南北軸は、交通量の増大に十分対応しきれておらず、東部の土地区画整理事業によって整備された地区では整備が進んでいるものの、その他の地区では狭あい部分が残されています。

このため、市内における南北道路軸の強化と東西道路軸の充実など、幹線道路網の整備とともに、住民の生活道路となる市道の整備、高齢者や子供などが歩きやすい安全な道づくりなど、道路網の質的な向上が課題となっています。



基本方針

圏央道、国道、都道の整備促進を要望するとともに、国道、都道、市道が各々の役割を果たせるよう質の向上に努め、有機的なネットワークの構築を推進します。

また、市民生活に直結した生活道路については、交通危険箇所の解消や歩行者の安全で快適な空間の確保など、人にやさしい道づくりを進め、市道網等の計画的な整備と道路環境の向上を図ります。

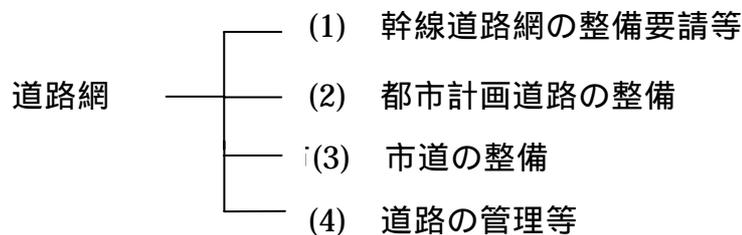
まちづくりの指標

指標名	現状（平成14年度）	目標（平成19年度）
都市計画道路の進ちょく （計画総延長78,330m）	延長56,583m	延長57,320m
市道歩道設置・改良の進ちょく （総歩道路面延長73,840m）	延長8,400m	延長13,370m

歩道設置・改良の路面延長については、道路のバリアフリー化を示す数値です。

なお、総歩道路面延長は歩道設置されている片側の路面をそれぞれ合算した延長（両側歩道設置の場合は市道延長の倍）となっています。

施策体系



基本施策

(1) 幹線道路網の整備要請等

国道の整備要請

圏央道については、関係市町村との連携を図り、中央自動車道までの早期整備、さらに東名高速道路や東北自動車道までの整備促進を要請していきます。

一般国道 411 号については大荷田橋、凱旋橋を含む友田町地区から駒木町地区の未整備箇所や二俣尾 4 丁目から 5 丁目間のカーブが連続する危険箇所等の拡幅整備を要請していきます。

都道等の整備要請

主要地方道 5 号（青梅街道）以西（滝ノ上～裏宿）の整備については、

積極的に都に協力し、早期完成に向けた整備促進を図っていきます。また、JR 青梅線アンダーパス部のボトルネックの解消や交差点改良工事の未整備個所について引き続き要請していきます。

青梅インターチェンジへのアクセス道路として期待される都市計画道路 3・4・13 号青梅東端線（青梅街道～所沢青梅線）の整備および 3・5・5 号新奥多摩街道線（東青梅 1 丁目～勝沼 1 丁目）の拡幅促進を引き続き要請していきます。

また、主要地方道 31 号（秋川街道）、45 号（吉野街道）、28 号（小曾木街道）、28 号・53 号（成木街道）の拡幅整備、一般都道 193 号下畑軍畑線（橋りょう設置含む沢井～二俣尾等）、201 号十里木御岳停車場線（御岳 2 丁目大鳥居～滝本駅）、184 号奥多摩あきる野線・238 号大久野青梅線（御岳山生活道路）、194 号成木河辺線、旧青梅街道歩道整備（西分町～成木街道、上町以西）等の改修整備を引き続き要請していきます。

さらに、東西幹線道路の整備促進を図るため、多摩新宿線についても早期具体化を要請していきます。

(2) 都市計画道路の整備

都市計画道路については、3・5・24 号根ヶ布長淵線、3・5・26 号永山グランド線など、本市の課題となっている南北方向の交通を円滑化する路線について重点的に整備を推進します。

(3) 市道の整備

幹線道路、生活道路については、交通量などを考慮しながら、交通・防災面での安全確保や利用度の高い道路を優先し、狭あい部分の拡幅整備や舗装の打替え等の整備を計画的に進めます。

道路の拡幅に伴う橋りょうの架替え、バリアフリー化に向けての歩道こう配の改良を進めます。

(4) 道路の管理等

計画的な道路網の管理・整備

厳しい財政状況のなかで、計画的に整備を推進していくため、市内道路交通網の現状把握の実施により管理・整備方針を定めていきます。

台帳管理システムの整備を図り、市内道路網の適正な管理に努めます。また、建築基準法による敷地境界の後退により拡幅された敷地の道路整備についても取り組んでいきます。

事業計画

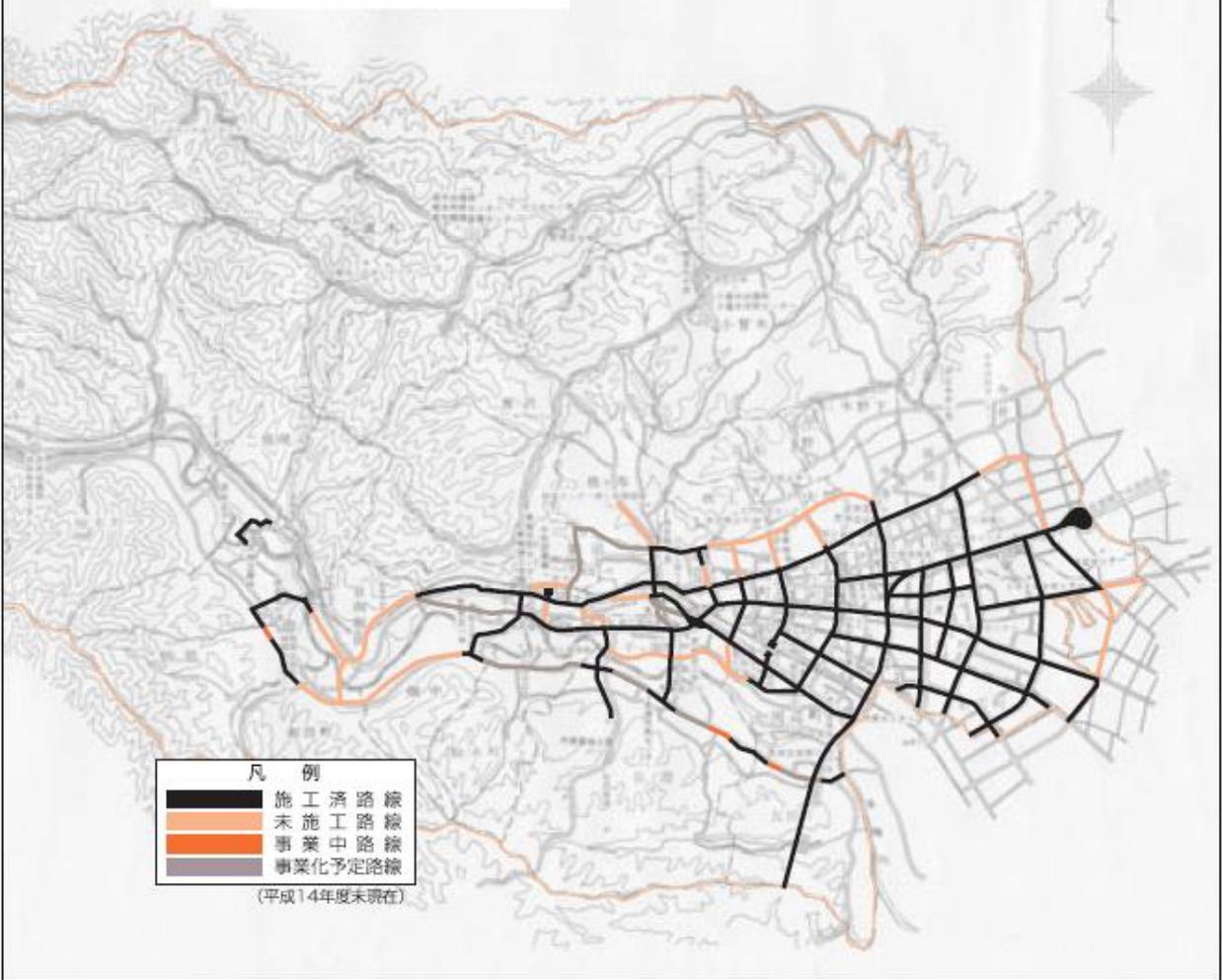
事業名	事業概要
幹線道路網の整備要請等	<p>整備要請等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏央道の早期整備促進 ・主要地方道 5 号線以西の整備およびアンダーパス部ボトルネックの解消 ・都市計画道路 3・5・5 号等の整備 ・多摩新宿線等
都市計画道路の整備	<p>延長 287m 幅員 12m～16m 用地購入 1,673 m² 測量委託など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路 3・5・24 号 ・都市計画道路 3・5・26 号 ・都市計画道路 3・4・6 号（改良工事）
一般市道の整備	<p>幹線道路改修舗装 延長 1,415m 幅員 5～9m 用地購入 1,200 m²</p> <p>生活道路改修舗装 延長 1,697m 幅員 3～5m 用地購入 4,550 m²</p> <p>南岸フットライン整備 路線測量等</p> <p>橋りょう新設・架替え 架替え 5 橋</p> <p>路面の改良工事 舗装構造調査、路面改良 延長 4,650m</p> <p>狭あい道路整備 延長 1,500m（年間 300m）</p> <p>歩道改良工事 歩道設置・改良 歩道路面延長 4,970m</p>
道路整備調査	道路整備現況評価および整備計画の策定
道路台帳等管理システムの導入	道路台帳等のデジタル化に伴うシステム導入
CAD（コンピュータ設計支援）システム導入	設計図面や各種データの電子データ化に伴うシステム導入
道路補修作業車両の更新	<p>低公害車の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都環境確保条例の適応車両 3 台

都市計画道路整備進ちょく状況および実施予定表

番 号			路 線 名	既 定 計 画		事業中路線	事業化予定路線	進 ち ょ く 状 況	
区分	規 模	番号		幅員(m)	延長(m)	延長(m)	延長(m)	延長(m)	進ちよく率 (%)
1	5	101	首都圏中央連絡道路	14	1,720			1,720	100
1	5	102	首都圏中央連絡道路	14	4,000			4,000	100
3	4	1	多摩川南岸線	16	7,600	630	2,220	2,387 (3,017)	31 (40)
3	3	2	武蔵野工業線	25	1,150			1,150	100
3	4	3	青梅福生線	16	1,300			1,300	100
3	4	4	新青梅街道線	20	10,080		1,200	7,010	70
3	5	5	新奥多摩街道線	15	3,060		450	2,250	74
3	4	6	東京街道線	16	2,760			2,760	100
3	5	7	東青梅駅前線	15	410			410	100
3	4	8	二本木青梅線	16	1,790			1,303	73
3	5	9	宮の前富士塚線	12	940			940	100
3	6	10	野上今井線	11.5	2,320			2,320	100
3	5	11	永山山麓線	12	500			0	0
3	5	12	青梅中央道線	12	6,980			6,480	93
3	4	13	青梅東端線	16	3,410			1,466	43
3	4	14	新町工業線	16	2,510			2,510	100
3	4	15	小作藤橋線	20	2,620			2,620	100
3	5	16	新町今寺線	12	1,070			1,070	100
3	4	17	小作新町線	20	1,560			1,560	100
3	4	18	環状2号線	16	4,940			2,960	60
3	4	19	環状1号線	16	4,380			2,270	52
3	4	20	河辺駅野上線	16	1,170			860	74
3	4	21	河辺駅南口線	16	340			340	100
3	5	22	河辺師岡線	12	1,410			850	60
3	5	23	六万城前線	12	630			630	100
3	5	24	根ヶ布長淵線	12	2,380		460	1,327 (1,434)	56 (60)
3	4	25	調布橋線	16	1,330		400	585	44
3	5	26	永山グランド線	12	180		180	0	0
3	3	27	青梅駅前線	25	320			65	20
3	5	28	万年橋線	12	830			830	100
3	5	29	和田線	12	450			0	0
3	4	30	神代橋線	16	600			600	100
3	4	31	永山北部線	16	880		880	0	0
3	4	32	永山南北線	16	700		700	0	0
7	6	1	今寺今井線	8	1,380			1,380	100
8	7	1	二俣尾梅郷線	3	630			630	100
合 計					78,330	630	6,490	56,583 (57,320)	72 (73)

*進ちよく状況は14年度末現在で、()は19年度末時点での予定

都市計画道路網計画図



第2 公共交通

現況と課題

本市域にはJR青梅線が東西を走り、市内の10駅と隣接する小作駅を含めると、1日当たり約4万9千人（1日平均乗車人員）が利用しています。また、市内を運行する路線バスは、一部地域を除き概ね主要幹線道路と主要駅を網羅してネットワーク化されており、都営バスと民間事業者の4事業者により14路線 951本（平日）が運行されています。

鉄道やバスは、通勤・通学・買物など、市民の日常生活になくてはならない交通手段であり、また、交通渋滞の解消や地球環境保全のための重要な役割を担っています。

しかし、本市の鉄道やバスの利用客数は、東部の人口増加地域では利用者がほぼ一定状況を保っているものの、その他の地域ではマイカーへの依存傾向が高いなどの地域性により減少傾向にあります。

JR青梅線については、編成車両の増強等が図られていますが、なお一層の輸送力の増強や利便性の向上、バリアフリー等の駅舎・施設の改善が求められています。

また、バスについては、規制緩和などによりバス路線の減少なども心配されており、本市では、コミュニティバス等の運行など、新たなバス交通網のあり方について検討を進めています。

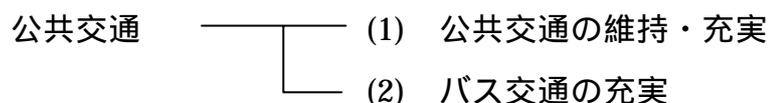
公共交通機関は、高齢者、子ども、学生などにとって特に重要な交通手段であり、利用促進と運行本数や路線の維持・充実などが求められます。

基本方針

鉄道輸送の利便性を高めるため、近隣自治体と連携し、東京直通化、輸送量増強などを関係機関に要請するとともに、中心市街地のまちづくりに連携した駅周辺施設の整備など駅環境の向上に努めます。

バス交通については、生活に密着した環境にやさしい交通手段として、運行数や路線の維持・充実や、コミュニティバス等の運行などで市民の足の確保を図ります。また、公共交通全体のネットワーク化を進め、利便性の向上を目指します。

施策体系



青梅線駅別乗車人員の推移(1日平均)

(単位:人)

年度	小作駅	河辺駅	東青梅駅	青梅駅	宮ノ平駅	日向和田駅	石神前駅	二俣尾駅	軍畑駅	沢井駅	御嶽駅	計
9	16,874	14,127	6,674	8,310	583	1,047	376	665	260	382	771	50,069
10	16,862	13,989	6,616	8,170	614	1,038	376	629	264	357	713	49,628
11	16,822	13,934	6,634	8,027	589	1,041	351	611	248	349	677	49,283
12	16,872	13,751	6,719	7,852	579	1,003	333	591	249	327	633	48,909
13	17,322	13,511	6,772	7,824	579	1,003	322	568	239	314	611	49,065

東日本旅客鉄道(株)八王子支社資料より作成

基本施策

(1) 公共交通の維持・充実

J R 青梅線の市民や観光客の利用を促進するとともに、関係市町村と連携し、直通電車の増発、青梅駅以西の運行本数の拡充、分離運転の解消、東青梅・青梅間の高架複線化、プラットホームの改善、駅施設のバリアフリー化などを要請します。

西武線や多摩都市モノレールの延伸について、関係機関への要請に努めます。

公共交通の効率的なネットワーク化など総合的な交通体系の整備に努め、電車・バス等の利用を促進します。

(2) バス交通の充実

バスの利用促進に努めるとともに、路線や運行数の維持・充実に努めます。

総合的なバス交通の方針を定め、既存バス路線を基本に、コミュニティバスや乗合タクシー等の運行など身近な交通網の整備について検討を進めます。

駐車場や駐輪場の確保を図りながら、観光地区内のパークアンドライドの導入や自転車利用の促進について検討し、車両集中による渋滞の解消や、バスなど公共交通利用者の増加を促進します。

事業計画

事業名	事業概要
バス路線の維持	バス路線維持のための公共負担
コミュニティバス等運行	コミュニティバス等の運行
交通体系整備プログラムの策定	総合的な交通体系確立のためのプログラム策定

第3節 地域情報化の推進

第1 地域情報化

現状と課題

パソコン、インターネット、携帯電話などの、情報通信技術（IT）の飛躍的な発展により、あらゆる分野で、情報利用などの形態がめまぐるしく変化し、市民のニーズも高度化、多様化してきています。

本市では、これまで図書館ネットワークや市内ネットワーク（LAN）、インターネット環境などの情報通信システムの基盤作りを進めるとともに、ホームページによる情報提供、住民票等自動交付機の設置、IT講習会の開催や小中学校での情報教育などを推進してきました。

一方、本市の情報通信基盤に目を向けると、地理的要因などにより民間事業者がブロードバンド（注）のサービス提供をしない地域が北部・西部を中心に存在し、現状では市内の情報格差（デジタル・ディバイド）が生じています。この格差是正のため、関係機関への働き掛けをより強化するなど、その対応も課題となっています。

今後は、市民一人ひとりを意識しながら、地域に向けた情報化を促進するため、市民が等しく情報化の便益を受けられるよう、あらゆる情報格差をなくすなどの情報基盤整備を進めるとともに、様々な分野において活用システムを構築し、市民のまちづくり活動や産業活動などに付加価値を創出していく必要があります。

注）ブロードバンド：一度に大量の情報を高速に送受信できる通信回線

基本方針

行政運営の効率化を図るとともに、ホームページを通じて行政情報を積極的に発信し、インターネットや携帯電話などにより、いつでも、どこからでも、また誰でも、充実した情報が安全かつ確実に入手できるなど、市民がその利便性を実感できるような環境を整備します。

さらに住民参加を促進する仕組みを構築し、新たな地域コミュニティの醸成や暮らしやすいまちづくりの支援を進め、本市の地域特性を生かした情報化社会を実現します。

基本施策

(1) 地域情報化の推進

中央省庁と各地方自治体を結ぶ総合行政ネットワーク（L G W A N）に対応するとともに、紙文書と電子文書の一体的な文書管理システムの構築を図ります。

最新の行政情報を幅広く、また迅速に発信できるよう、ホームページを全面更新し、各部・課によるホームページの常時更新体制を確立しながら、内容の充実を図ります。

インターネットを利用した申請手続等の電子化、施設予約、双方向性を活用した各種相談など、情報化による行政サービスの向上を図ります。

防災行政無線やC A T V、ホームページの活用などにより、災害時の速やかな情報提供に努めます。

公共施設の情報環境の整備、明星大学との連携による情報化の研究、普及促進など、地域情報化を促進します。

小中学校における情報教育やI T講習会への参加促進など、パソコン操作能力や情報収集・活用能力等、いわゆる情報リテラシーの向上を図るとともに、高齢者や障害者を対象にしたパソコン教室の実施など、誰もが利用しやすい情報バリアフリー環境を整備します。

ホームページによる個人、グループ、事業者の情報発信を促進するとともに、情報通信ネットワーク化を図り、農林業、工業、商業、サービス業、観光などの活性化につなげます。

計画事業の一覧は各分野にわたっているため、第5章 第2節「第1 行政運営」の事業計画に記載されています。

第4節 生産の振興

第1 農業・林業

現況と課題

市街化の進展に伴う農地の減少、農業従事者の減少や高齢化のなか、近年の輸入農産物の増加による農畜産物の価格低下は生産意欲の低下を招いており、農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

農業・農地は、新鮮で安全な食料の安定的な供給を担っているだけでなく、その緑地空間は防災や環境保全、景観形成などにも役立っています。

こうしたなかで、市内の農業がこれからも発展するためには、産業として活力と魅力ある農業を振興するとともに、農業・農地の持つ多面的機能を発揮し、良好な都市環境を保全する必要があります。さらには、安全で質の高い農畜産物の生産力強化と地産地消の流通体制の整備および優良な農地の確保・保全、多様な担い手の確保も課題になっています。

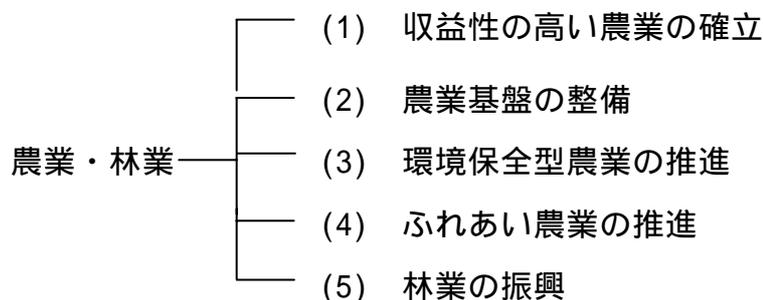
また、林業についても、木材価格の低迷や国産材の需要減、後継者不足など、林業の採算性が低下するなかで十分な施業管理が行われず、人工林の荒廃や放置林の拡大化が危惧されています。

広葉樹化や間伐等の適正な森林施業の推進および間伐林の利用促進を図りながら森林の多面的な機能の発揮に向けた森林整備を図る必要があります。

基本方針

収益性の高い農業を目指す意欲ある農業従事者に対して支援を行うとともに、安全・新鮮な農畜産物の地場流通を促進します。また、自然環境や生活環境などに配慮しながら、農業の持つ多面的な機能を発揮するための諸施策を推進します。

さらに、林業については各種団体や関係機関との連携を図りながら、森林の保全対策・林業基盤の整備により森林の多面的な機能の発揮に向けた森林整備に努めます。



基本施策

(1) 収益性の高い農業の確立

市街地に直結した農業生産地の有利さを生かし、消費者ニーズを的確に捉えて年間を通じた新鮮農産物の安定生産を確保するとともに、直売施設の充実や市内消費の流通システムの拡大を図ります。

また、花き、樹苗などの生産性の向上と高品質化を目指した育成施設等への支援を実施します。

地域農業をリードする担い手を確保・育成するため、自ら経営改善に積極的、意欲的に取り組む認定農業者を支援していきます。

梅や柚子、茶などの地域特産物の生産量を確保するとともに、加工品開発を支援し、市内観光と連携した販売体制の構築を図ります。また、トウキョウX（品種改良豚）、東京軍鶏などのブランド農畜産物の生産施設整備などについても支援を行い、付加価値の高い農業生産を促進します。

(2) 農業基盤の整備

農業施設や農道の改修など、農業基盤の整備を進め優良農地の保全・確保を図ります。また、水田については防災機能や美しい景観形成など、多面的機能が保てるようできる限り保全・整備を進めます。

農協や農業委員会と連携を図り、意欲的農業者に農地の利用集積を促進するとともに、遊休農地の解消に努めます。

有害鳥獣駆除の充実を図り、被害による荒廃の進む中山間地域の農地の保全に努めます。

(3) 環境保全型農業の推進

家畜排せつ物処理施設の充実、伝染病や感染症の防疫体制の強化など、環境に配慮した畜産経営の安定化を支援します。

給食センターの未利用有機性資源の堆肥化や地域循環システムづ

くりの取組など、環境負荷の少ない持続的な生産方式の普及に努め、環境保全型農業を推進します。

(4) ふれあい農業の推進

市民農園や体験農園を通して、市民が土に親しみ自然にふれあえる機会の拡充を図ります。また、農業者と消費者の交流を促進する交流型農業・観光農業の取組を支援します。

(5) 林業の振興

生産基盤である林道および作業路の整備推進により作業効率の向上を促進し、森林資源の保全・育成を図ります。また、森林経営計画にもとづき保育・間伐の促進、担い手育成指導、林業体験講習会などを計画的に展開し、林業経営の体質強化を図ります。

森林の多面的な機能の発揮を図る観点から広葉樹化の推進や新たな林業の担い手としての森林ボランティアの育成と組織化を図っていきます。

公共施設等への青梅材の利用を推進していくとともに、バイオマスエネルギー（注）の研究などについても森林資源の活用を促進します。

注）バイオマスエネルギー：生物体をエネルギー源等として利用すること。

事業計画

事業名	事業概要
青梅市農業振興計画の策定	農家意向調査、農業振興計画策定
農業用施設改修事業	木野下本間農道 延長 65m 幅員 4 m、橋上部仕上げ 木野下ため池 堤体工、取水施設工、利活用工事（親水施設部）等
活力ある農業経営育成事業	園芸生産施設等の整備補助 ・ 樹苗育成施設、農産物加工施設等
畜産環境整備事業	家畜ふん尿処理用機械等の補助 ・ 家畜ふん尿処理用機械 5 か所 ・ 畜舎排水構等整備
環境保全型農業の推進	未利用有機性資源堆肥化の補助
ふれあい農業推進事業	ふれあい農業マップの作成 市民農園の適正配置の検討
林道基盤の整備	林道整備 ・ 開設 2 路線、延長 292m
多摩森林整備林業振興推進事業	技能研修、経営講座、林業体験講習会等
造林推進事業	第 1 章第 1 節「第 1 自然環境」を参照

現況と課題

本市は、昭和40年代から東部を中心に大手企業の誘致を進め、現在ではIT関連の先端企業群が立地するほか、市内に本社を置く優良企業なども立地が進み、西埼玉から多摩地域、神奈川県にかけての日本最大規模のハイテク産業集積地の一翼を担っています。本市の工業は、地域経済を支える重要産業として市勢の発展に大きく寄与しており、西多摩地域の生産活動をリードしていくという使命が課せられています。

なお、平成13(2001)年の事業所数(従業員4人以上の工場)は360、従業者数15,081人、製造品出荷額等7,808億円で製造品出荷額の約8割を電気機械器具が占めています。

市では、これまで中小企業の新技術開発や新分野進出などへの支援に、また商工会議所のインターネット上に「テクノガイド青梅」を開設するなど、積極的な情報発信や中小製造業への支援に努めてきました。

しかしながら、長期の景気低迷や経済のグローバル化が市内の企業にも大きな影響を及ぼしており、輸入製品の増加や工場の海外移転、企業のリストラの進展など、産業の空洞化や雇用不安が懸念されています。

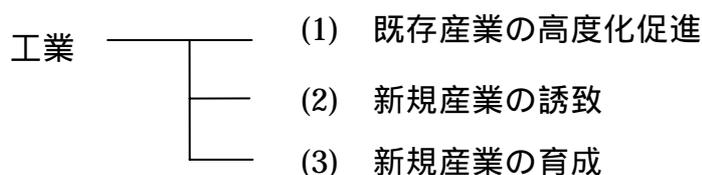
日本の製造技術は世界的にも高い水準にあり、産業構造の転換をバネに優れた企業が生まれています。今後とも既存産業の活性化はもとより、起業の促進や新規産業の立地誘導を計画的に取り組んでいく必要があります。

基本方針

中小企業の経営環境の悪化や産業の空洞化に対応した既存企業の技術開発、高度化、新分野進出への支援を図ります。また、圏央道青梅インター周辺地域などへの新規産業の誘致・育成を促進します。

市民、企業、大学、行政との間で連携・交流を図りながら地域のもつ潜在能力を掘起していきます。

施策体系



基本施策

(1) 既存産業の高度化促進

企業の技術・研究や商品開発、新規事業への進出など、製造業の活性化にかかる支援を実施していきます。

各種融資制度の充実と周知・普及などにより、既存企業の高度化や設備の近代化、経営基盤の強化などを促進します。

商工会議所、「学術・文化・産業ネットワーク多摩」など関係機関との連携により、技術交流展示会や異業種間交流などの充実を図りながら、中小企業の技術的高度化を促進します。

地域資源を生かした新商品の開発支援など、地場産業の育成・強化に努めます。

(2) 新規産業の誘致

優れた立地条件を持つ圏央道青梅インターチェンジ周辺地域への新規産業の誘致を推進します。

大学など高等教育機関等との密接な連携により、人材の確保と育成に努めるとともに、起業環境の整備を促進します。

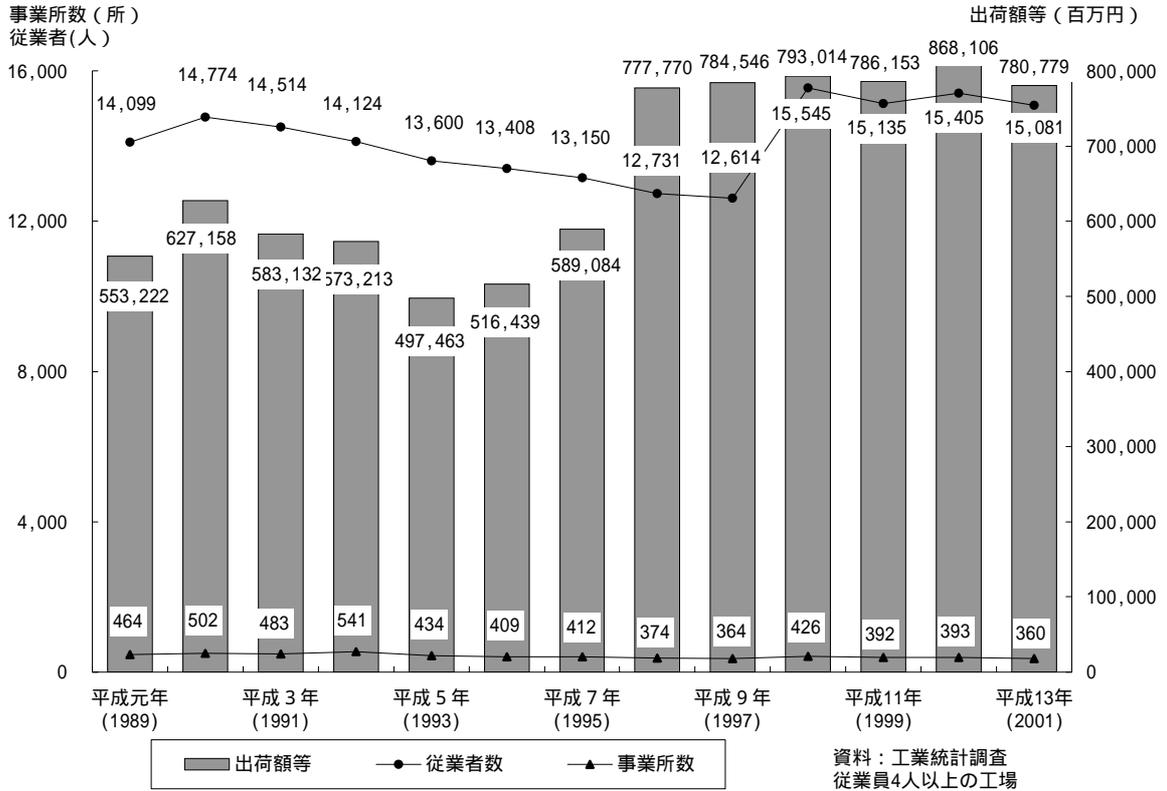
(3) 新規産業の育成

高度で独自の技術を持つ起業家や新分野進出を図る中小企業に対して創業資金の融資を実施し、地域産業の活性化を誘導します。

事業計画

事業名	事業概要
おうめものづくり支援事業	中小製造業者、ベンチャー企業支援 ・新分野進出、起業家育成、特許・ISO取得等の支援
中小企業支援対策事業 (融資制度特例の拡充)	利子補給、保証協会保証料の補助の拡充
青梅インターチェンジ周辺整備(再掲)	第4章第1節「第1市街地整備」を参照

工業の事業所・従業者・出荷額等の推移



第5節 商業・観光の振興

第1 商業

現況と課題

本市の小売商業は、青梅駅周辺に青梅宿の名残を残す商店街が形成され、また東青梅・河辺駅周辺にも商店の集積が見られますが、市内で発生する需要が市外に流出しているのが現状です。特に、洋服、靴・鞆、贈答品など高額な商品については、市外で購入する割合が高くなっています。

また、市民のライフスタイルの変化やモータリゼーションの進展などに伴い、郊外型ショッピングセンターやコンビニエンスストアなど様々な業態の小売店が進出するなかで、市内の商店街では空き店舗が増加しています。市民の日常生活に密着した商店街は、その利便性、至近性から高齢社会ではますますその必要性が望まれており、商店街の活性化は重要な課題です。

このため、青梅宿では、古い街並みを生かしながら、「映画看板」の取組や「青梅宿アートフェスティバル」などのイベントの実施、商店街の活性化による個性的な商店づくりなどを進めていますが、今後も消費者ニーズの多様化に対応した商品やサービスの提供を促進するとともに、地域コミュニティーの場として魅力ある商店街づくりを進めていく必要があります。

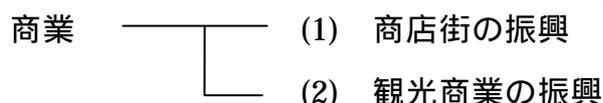
特に、中心商業地については、それぞれ地域の個性や創意工夫を生かしながら、まちづくりと一体となった商業基盤施設の整備が必要です。

基本方針

平成14(2002)年度に策定した「商店街振興プラン」により青梅らしい雰囲気を持つ魅力的な商店街づくりや地域特性を生かした観光商業の振興など、商店街の活性化に向けた取組を推進していきます。

また、魅力ある商業の振興を図るため、地域に根ざした商店街において便利で快適な買い物空間の充実を図るとともに、河辺駅北口地区など中心商業地に中核となる商業機能の導入を促進します。

施策体系



基本施策

(1) 商店街の振興

「商店街振興プラン」にもとづき、青梅・東青梅・河辺駅周辺の地域特性を生かしながら、中心商業地の活性化を図っていきます。また、商店会が計画する「昭和」をイメージした街なかテーマパークなど「街おこし・店おこし」事業を積極的に支援します。

魅力ある商店街づくりのため、商業者が行う空き店舗を活用した個性的な店づくりなどの事業や、御用聞き、配達サービスなどの地域密着型商業の展開についても支援します。

歩道や装飾灯の整備、駐車場の確保、段差の解消等のバリアフリー化など、商店街の買い物環境の向上を図ります。

(2) 観光商業の振興

街並み景観の向上や織物などの体験工房づくりの整備など、地元の参加を得ながら魅力ある商業空間の創造を促進します。また、商店街の魅力あるイベントを支援していきます。

青梅駅周辺から東青梅駅にかけての文化的、観光的な価値を維持し高めていくために、サイン計画やPR活動等を行い、観光客がぶらりと歩きたくなるような多彩で質の高い商店街づくりを推進します。また、青梅宿を訪れる多くの観光客に対応して大型観光バスの駐車場の確保に努めます。

事業計画

事業名	事業概要
商店街空き店舗活用事業	施設運営補助
商店街活性化イベント事業補助	「特定イベント」に対する補助
ぶらり青梅宿計画事業の推進	案内標識の設置 パンフレット等の作成
青梅商店街施設整備事業	歩道のカラー舗装化補助 延長 1,152m 整備面積 3,454 m ² 装飾灯整備補助 装飾灯 77 基

第2 観光

現況と課題

本市は、秩父多摩甲斐国立公園の玄関口に位置し、吉野梅郷一帯の梅、塩船観音のつつじ、吹上の花しょうぶ、御岳山のレンゲショウマなど季節を彩る花の名所として親しまれ、また2つの国宝(注)をはじめ、歴史的名所・旧跡も多く、美術館や博物館なども市内各地に立地しています。

また、新緑や紅葉の美しい御岳溪谷、ホテルが舞い歴史のある岩蔵温泉郷など自然に恵まれた首都圏有数の観光地であり、御岳山の「ムササビ観察」、「山岳マラソン大会」、東京都無形民俗文化財指定の太々神楽を舞う「薪神楽」など、特色を生かした魅力あるイベントも開催され毎年多くの観光客が訪れています。

近年「みる」観光から「体験や味わう」観光、「心の安らぎ」を求める観光へと変化がみられています。観光地においても、潤いや快適さ、個性化なども求められており、再び訪れたいくなるような観光地を目指す必要があります。

このため、観光ニーズの把握や新たな観光資源の発掘などにより、青梅でなければ味わうことができない魅力ある観光地づくりを進めることが必要となるほか、青梅市の観光宣伝を担う観光協会の自立も今後の課題となっています。

注) 国宝：赤糸威鎧(あかいとおどし)のよらい、金覆輪円文螺鈿鏡鞍(きんふくりんえんもんらでん)のかみくら)

基本方針

多様化する観光ニーズに対応した魅力ある観光地づくりを進め、情報発信、イベントの創出等に努め観光客の誘致と受入れ体制の充実を図ります。また、既存観光資源である歴史的、文化的、産業的観光資源を見直します。

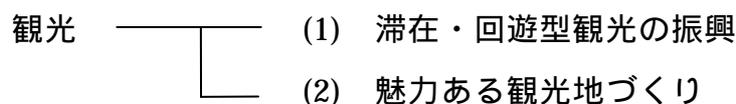
圏央道の延伸により、青梅市を訪れる観光客の増加が期待されるため、広域的観光ルートの形成や新たな観光資源の発掘に努めます。

まちづくりの指標

指標名	現状(平成14年)	目標(平成19年)
年間観光入込み客数	212万人	222万人

青梅市へ観光客が訪れている人数を表す指標です。広域的な観光ルートの形成や新たな観光資源の発掘により観光客の増加を図ります。(出所 西多摩地域入込観光客数調査)

施策体系



基本施策

(1) 滞在・回遊型観光の振興

観光地のきめ細かな情報を提供するため、観光案内所の機能強化を図るとともに、地域ぐるみの観光ボランティアガイドの養成などの育成を促進し、観光客受入れ体制づくりを進めます。

市内の名所・旧跡、美術館および博物館等を結ぶウォーキングコース、バスルートなど、観光拠点のネットワーク化を図り、滞在・回遊型の観光ルートの開発、整備を進めます。

西多摩地域広域行政圏協議会と連携を図り、西多摩地域の観光資源を生かした新たな広域観光ルートの開発と観光客受入れ体制づくりを進めます。

梅、蛍、カンタン、仏法僧など、地域資源を生かした四季折々の観光イベントの充実を図り、市民や観光客が自然とふれあえる機会の提供に努めます。また、既存の観光行事を更に発展させるとともに、由緒ある祭りや伝統行事を観光資源として活用します。

より多くの観光客に青梅の魅力を知ってもらい、訪れてもらうために、インターネット、マスコミなどを積極的に活用した広報活動を推進し、首都圏住民の気軽な旅行の候補地としてのイメージづくりに努めます。

(2) 魅力ある観光地づくり

季節の花を彩る吉野梅郷、吹上しょうぶ公園等の適正な維持管理による花観光の充実など、地域の特徴を生かした魅力ある観光地づくりを進めます。また、観光施設のバリアフリー化など整備を進めます。

本市の観光資源の根幹である歴史的景観や文化財の保存とともに、景勝地など自然景観の保全に努めます。

ハイキングコースの見晴らしの確保や整備・充実を図り、安全性や快適環境の確保に努めます。また、霞丘陵ハイキングコースの改良や岩蔵温泉郷周辺の散策コース、「升ヶ滝」から岩茸石山方面に向うハイキングコース等の開設を進めます。

地域観光の活性化を図るため、梅やユズ等の地域資源を利用した個性的な観光製品の発掘に努めます。

事業計画

事業名	事業概要
梅の公園整備	観梅環境向上のための園内整備 (園路の補修、手すりの設置等)
観光ルートの開発、整備	新たな観光ルート、ハイキングコースなどの開発 ・街なか観光ルート ・小曾木地区、成木地区、霞丘陵など
観光ボランティアの養成	ボランティアの育成とガイドコースの開発 (観光ボランティアの育成 50人)
梅の里、観梅環境整備事業	古木・銘木の延命対応等 (古木・銘木 73本の診断・延命対応)
市民が選んだ観光景観選考事業	市民公募による観光景観の選定 (四季を通じた観光景観写真による公募)
観光車両の更新	環境に配慮した低公害車を導入する。
ゆめうめオーナー制度の発足	梅の木のオーナー(里親)制度創設 (「梅の公園」の梅の木のオーナー 募集)

第6節 雇用の創出

第1 雇用

現況と課題

平成13年現在における市内の事業所（5,244所）の総従業者は57,633人で、30人未満の事業所に勤める中小企業従業者の割合が44.7%を占めています。

近年の雇用状況は、長引く不況や産業構造の変化に伴い非常に厳しさを増しており、生活の基盤となる雇用の確保が重大な課題となっています。

特に、高齢社会の進展に伴い中高年齢労働者が増加する中で、再雇用を望む高齢労働者、社会的自立を望む障害者、就業を希望する女性が増えています。このため、高齢者が豊富な経験を生かし、生きがいのある生活を営むことができる労働環境を築くとともに、男女の雇用機会均等や障害者の雇用促進について、企業をはじめ社会に十分周知を図る必要があります。

また一方では、医療や福祉関連の事業所の進出や起業の創出、NPOの設立などが進み、新たな雇用が生まれています。健康で意欲のある人材活用を促進し、地域社会の活力の維持・向上に努めていくことも重要となっています。

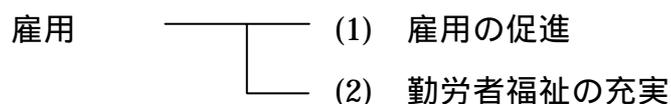
今後さらに関係機関との連携を強め、市内の雇用環境の整備を働き掛けていく必要があります。

基本方針

公共職業安定所をはじめ関係機関や企業との連携を密にし、勤労者にとって働きやすい環境の整備に努めます。

産業構造の転換に対応する生活密着型のサービス業や起業化などを支援するとともに、技能研修などの推進による就労機会の拡充や労働相談の充実を図り、雇用環境の整備を促進します。

施策体系



基本施策

(1) 雇用の促進

就労機会の拡大

雇用の拡大を図るために地域産業を活性化するとともに、事業主への意識啓発に努めます。

公共職業安定所と連携し、国の緊急地域雇用創出特別補助事業を活用し、緊急かつ臨時的な雇用の確保を図ります。また、健康で働く意欲のある高齢者の人材活用を促進し、地域社会の活力の維持・向上に努めます。

講習会の実施

IT講習会などの実施により、市民の情報通信技術の向上と職業能力の開発を図ります。

公益的機能の保全に伴う雇用促進

森林の保有している公益的機能の保全を図るため、森林組合等と連携した適正な森林施業を実施し、地域社会の雇用創出に努めます。

(2) 勤労者福祉の充実

就労環境の整備促進

働き方に対する意識の変化に対応し、関係機関との連携を取りながら、男女が共に働きやすい就労環境づくりを企業等へ働き掛けていきます。

労働相談の充実

労政事務所と連携し、労働問題の情報収集・提供などを行い、相談解決に向けての助言を進めます。

勤労者の福祉充実

中小企業従業員の福利厚生について支援を進めます。また、勤労者が帰宅後も気軽に利用できるように図書館、公共施設などの休日開館、また夜間開館時間の延長に努めます。

事業計画

事業名	事業概要
緊急地域雇用創出特別補助事業	緑地等整備管理業務、IT講習会等
河辺駅北口新図書館（仮称）の建設（再掲）	第2章第1節「第1生涯学習」を参照
リビングサポート事業（再掲）	第3章第2節「第5高齢者福祉」を参照